

## 令和 5 年度事業計画書（第 39 期）—(案)—

昭和 61 年 3 月、埼玉県教育委員会の認可を得て発足して以来、第 39 期を迎えることとなりました。採用した奨学生は令和 4 年度で累計 764 名となり、設立時の目標毎期 10 名採用は達せられています。

令和 5 年度も設立目的に則した事業を次の通り推進してまいります。

### 1. 学資金貸与事業（定款 第 4 条第 1 号）

#### (1)新規貸与人員

当期の新規貸与奨学生は「30 名以内」といたします。

（来る 3 月 23 日開催予定の奨学生選考委員会で選考します。）

#### (2)貸与金残高

貸与金残高は令和 4 年度末を 2 億 4,664 万円と予想し、当期は新規貸与奨学生を 30 名と仮定した場合、奨学金を交付する貸与奨学生は 98 名で、年間の貸与金総額は 3,528 万円となります。

返還金収入は 3,342 万円と予想し、当期末貸与金残高は 2 億 4,850 万円と見込んでいます。

### 2. 学資金を受けている学生の指導に関する事業

（定款 第 4 条第 2 号）

#### (1)交歓会の開催

奨学金交付中の学生全員に呼びかけて、夏期休暇中の 8 月に実施します。

この交歓会は、学生と財団にとって唯一の交流の場であり、学生の近況報告や財団役員による生活指導などを行うことで、学生とのきずなを深め、充実した学園生活を送っていただくとするものです。

令和 2 年度と令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症が収束至らない状況等を斟酌し、開催を中止しました。3 年ぶりに、令和 4 年度は開催し、奨学生 90 名のうち 27 名の参加がありました。

## (2)勉学状況・生活状況の調査、指導

在学中の奨学生より学期末における学業成績表と、一年間の生活状況報告書を提出させ、学業、生活両面から調査、指導を実施します。

## 3. その他の事業（定款 第4条第3号）

### (1)啓発活動

県内の高等学校並びに埼玉縣信用金庫全店に、当財団の奨学金制度の紹介と募集のため、6月以降に募集要項、ポスター等を送付します。

また、インターネットのホームページ上で、当財団の事業内容の公開と奨学生募集案内を行います。

ホームページアドレス <https://saishin-soubee.or.jp>

### (2)広報誌の発行

財団広報誌「せせらぎ」第33号を、12月の発行に向けて取り組みます。

令和4年度は450部作成し、投稿者は21名（奨学生19名、卒業生2名）でした。